

資 料

(追加のご意見等)

平成 21 年 4 月 24 日

久保田委員

1. 預貸率の減少の評価に関する私見

近年の信用金庫・信用組合における「預貸率の減少」には様々な要因があり、この数字だけをもって直ちに結論を急ぐことなく、その複合的な要因と各々の対策を議論すべきであろう。例えば、信用金庫は、貸出自体は減少していない中、郵貯等からの預金流入の多さから預貸率が減少している。また、中小企業向け貸出額は低下しているが、製造業や建設業に従事する中小企業数の低下率は上回っている。従って、①特定業種の借入需要の一般的減少（マクロ経済要因）、②貸し渋り、審査能力欠如などの貸し手要因、③貸出地域・員外預金制限、リスク管理強化など金融規制に伴う影響、④その他借り手要因など、様々な要因が各地域でどの程度寄与しており、如何なる対策が可能なのかについて、肌理の細かい議論が必要であろう。

2. 業態別制度について

信用金庫・信用組合と銀行の「業務の同質化」が進むと言われる中、今後の業態別制度のあり方を考えるには、その前提認識を再確認することが重要である。

まず、業務の同質化が進んで「金融機関性」が進む一方、「協同組織性」でも金銭面のみならず経営コンサルティング等のソフト面で一層の進展が期待でき、今後も現行制度で運用可能な範囲内に止まると仮に判断するならば、別途競争政策等の考慮が働かない限り、現行制度の大転換の議論には繋がりにくい。むしろ現行制度を前提とした上でそれがうまく機能するように Incentive Tax や会計・ディスクロを整備することが主な制度論の対象となろう。

一方、信用金庫・信用組合の全部もしくは一部のビジネスモデルが今後は存続できないと仮に判断するならば、現行制度を大改正し、従来のメリット（例：優遇税制）・デメリット（例：貸付制限）を再編して銀行と平仄を一にするか否かの議論に繋がる。前回 WG において信用組合を信用金庫に統合・一元化する案が出たが、これは 預金受入先も貸出先も組合員に限定する古い地域信組の制度では今後はビジネスモデルとして存続できないとする判断が前提にあらう。しかし、個別信用金庫・信用組合の経営状況は一律ではなく区々であり、仮に政策判断で業界全体を新たな方向に導くとしても、制度大改正だけが選択肢ではなく、業態別制度を残したまま参入・退出制度や会計・ディスクロージャー制度を整備することで市場の自律機能を生かす解決策もある。また、前回 WG で業域・職域信用組合を預金保険や為替業務から撤退させる案が出たが、これは当該信用組合が預金取扱い機関としての高い規制コストを支払うことで経営を圧迫しているとする判断が背景にあらう。しかし、業域・職域信用組合の経営状況は区々なので一律強制は不適當であるし、規制コストが高い先は自主的に退出すれば良く、やはり参入・退出制度の整備の問題になる。

以上から、私見では、業態別制度枠組みの大改正よりは、現行制度の機能が十分発揮できるよう参入・退出制度や Incentive tax、会計・ディスクロージャー制度を整備することが主たる制度的課題になると考える。